

2018年度事業報告書

2018年4月1日から 2019年3月31日まで

特定非営利活動法人陽だまりの家

1 事業の成果

2018年度は、子どもの居場所事業にくわえて、高齢者の自主事業としての「きものプロジェクト陽」に取り組みました。

高齢者の居場所事業として、6月1日に「介護保険総合事業、介護予防デイサービス、アクティブシニアハウス陽だまり」を開設しました。また、10月に日本生命財団助成金をいただき、本格的に「きものプロジェクト陽」を高齢者の居場所として取組み始めることが出来ました。これらの活動で明らかになってきたことは、まだまだ元気な高齢者にとって「介護予防」と聞くと「介護」が印象に残り「予防」につながりにくい傾向があることでした。同時に、「家にずっといたら弱りそうなので、外に行く場所が欲しい」「何か役に立つことがしたい」「昔やっていた裁縫の技術を生かしたい」「お小遣い程度でもいいので収入が欲しい」等のニーズがあり、陽だまりの家に訪れていただける高齢者が増えてきています。「きものプロジェクト陽」の活動を今後も発展させていくことが期待されています。

子どもの居場所事業も、参加者が増えています。広報活動は、陽だまりくらぶも陽だまり塾も最初の一回だけでしたが、子どもと家族の口コミで増え続け、定員を超える日も生じています。子ども自身の「居場所としての満足感」が高いことで、楽しく通ってくる子どもの姿を見た家族からの信頼感も高まり、様々なご相談もお受けするようになっていきます。

地域の居場所事業として取りくむ「陽だまりお助け隊」には、損保ジャパン日本興亜福祉財団助成金をいただき、活動が広がっています。

資源回収においても、商工会議所を通じての広報活動で、市内の事業者様からもご協力をいただいています。

陽だまりの家周辺の地域の皆様にも、毎月1回のチラシ配りを通して、陽だまりの家を知っていただき、「陽だまりさん」と呼ばれることも増え、様々なお声をかけていただいています。特に、昨年9月の北海道東部地震の際には、炊き出しをさせていただき、ご活用いただきました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
子どもの居場所事業 子どもの学習支援事業 子どもの口腔衛生・健康事業	陽だまりくらぶ学習(宿題)支援、おやつや遊びの提供等を行い、安心して楽しく過ごせる子どもたちの居場所として機能している。 子どもくらぶは、水曜日は「恵庭市子どもの生活・学習支援事業」の委託を受けている	毎週水曜日、月2回 木曜日	陽だまりの家 2階	3人	小学生13人登録。 のべ水曜日418人 木曜日124人 合計542人利用。	1,072
子ども食堂事業	陽だまり子ども食堂 陽だまりくらぶ登録者が対象。大人も含め延べ利用数568名。	毎週水曜日	陽だまりの家 2階	3人	陽だまりくらぶ登録者 大人も含めて 568人	306

	家庭とは違う仲間との食事を楽しんでいる。					
中高校生の学習支援事業	陽だまり塾 夕食の提供と学習支援を行っている。塾に行くことが困難な中高校生に対し、学習機会を提供し、学ぶ意欲を育み、仲間との交流を楽しむ居場所を提供している。	毎週土曜日	陽だまりの家 2階	4人	中高校生5人登録のべ199名（偶数週カコタム、奇数週自習日）	530
高齢者の居場所事業 高齢者の口腔衛生・健康事業	陽だまりサロン お菓子作り、脳トレ、体操等、楽しく過ごせる内容を提供した。 自宅から近いところに集まれる場所があることは喜ばれた。	6月8月 10月計 3回	陽だまりの家 1階	2人	地域の元気な高齢者19名参加	9
地域食堂事業	陽だまり食堂 誰でもが参加できる地域食堂を開催した。	5月～2月、月1回開催	陽だまりの家 1階	2人	地域の元気な高齢者44人	19
ひきこもりや障がいのある方やその家族等様々な方の居場所、地域参加支援事業	お助け隊 除雪を8件対応し、生活支援（草刈り、荷物だし等）も行った。 高齢化が進む地域の中で、困りごとの解決の手助けが必要とされた。	通年	柏陽町市営住宅、他	5人	地域住民	266
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	アクティブシニアハウス 陽だまり 6月1日事業開始した。 1名の利用者に生きがいの場を提供できた。	6月から週5回。	陽だまりの家 1階	3人	市内高齢者1名	3,388

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
物品の販売	きものプロジェクト陽 事業開始時は、着物の再生品の販売で子どもの居場所事業の費用に充てることを主たる目的としていたが、活動が広がるにつれて、高齢者の「生きがい」や「社会参加」「収入」を求めるニーズが大きくなった。そして、参加することで、「結果としての介護予防」につ	通年	陽だまりの家 1階 販売／ 恵庭市 民会館、 夢想館、	15人	1,320

	<p>ながる可能性も大きい。(高齢者にとっては、将来の介護予防ではなく、「今」のニーズとして存在する)。 また、きものを大切にし、再生する活動への共感は大きい。 さらに、働いていない若者(陽だまりお助け隊)も活動に参加し、社会参加の場を提供できた。</p>		<p>恵庭市役所、ハイテク、恵望園、他</p>		
<p>物品の販売</p>	<p>ひだまりバザー 2回実施。地域の方たちに参加していただいた。</p>	<p>5月10月</p>	<p>陽だまりの家</p>	<p>20名</p>	<p>33</p>
<p>集団資源回収</p>	<p>資源回収 個人や事業所の協力を得て、資源回収を行なう。</p>	<p>通年</p>	<p>陽だまりの家、他</p>	<p>2人</p>	<p>9</p>

3、各種助成

日本生命財団 200万円 (きものプロジェクト陽)

全労災 30万円 (世帯間交流)

北海道共同募金 35万円 (お助け隊備品/コードレス掃除機・コードレス草刈り機・他)

JM基金 30万円 (陽だまり塾運営費用)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施月日、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 5 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施月日、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。
- 6 事業の支出額は、活動計算書の事業費との整合性を図る。